

資料 1

○あま市都市再生整備計画評価委員会要綱

平成 25 年 6 月 19 日

告示第 125 号

(設置)

第 1 条 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号
国土交通事務次官通知)の規定に基づき、あま市が実施する都市再生整備計画事業について、社会資本整備総合交付金がもたらした成果等を客観的に検証し、今後のまちづくりのあり方を検討するため、あま市都市再生整備計画評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 都市再生整備計画の事後評価手続等に関する事項。
- (2) 今後のまちづくり方策等に関する事項。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、実施する事業ごとに設置する。

2 委員会は、委員 3 人以内で組織する。

(構成)

第 4 条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年以内とする。

(委員長等)

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第 7 条 委員会は、その所掌事務について検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設産業部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年告示第118号）

この告示は、公示の日から施行する。